平成２５年（フ）第１１７５号
広島市安佐南区山本１丁目16番10―101号
債務者　栗栖　尚貴
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７号
山口県下関市山の田西町５番23号
債務者　松嶋　　清
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
山口県下関市綾羅木本町５丁目７番19号　ふじきハイツ201号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８号
愛媛県松山市上高野町甲58番地15
債務者　森本　明美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
福岡県飯塚市伊岐須368番地
債務者　花村　晴美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８号
福岡県嘉麻市岩崎402番地１
債務者　都築翔太郎
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１１号
福岡県嘉麻市飯田340番地３
債務者　國丸　恵里
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２８号
大分県別府市大字鶴見2626番地の８　馬場ハイツ301号
債務者　中村　勝巳
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
宮崎市源藤町原田318番地１　県営住宅２棟216号
債務者　野中　麻美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣1766番地、住民票上の住所宮崎市波島２丁目７番７号
債務者　永福　昭次
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４８４号
鹿児島県鹿児島市中央町35番地23　永秀ハイツⅢ102号
債務者　竹之内久隆
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５００号
鹿児島県鹿児島市上之園町８番地14　ファーストビル303号
債務者　鴫原　　寛
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番４―102号市住4102
債務者　小又　利夫
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
鹿児島県姶良市西餅田183番地３　エステート姶良202号
債務者　新山　純也
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第６号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5364番地３、前住所鹿児島県薩摩川内市中郷１丁目６番４号マツモトハイツ203号
債務者　上床　朋美（旧姓折小野）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３号
鹿児島県垂水市上町115番地、前住所鹿児島県垂水市中央町１番地
債務者　中村　正博
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２号
長野県北安曇郡白馬村大字北城831番地217
債務者　石田幸太郎
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部